

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律

案(閣法第六六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる県として農林水産大臣が指定する県(以下「指定県」という。)の海区漁業調整委員会の選挙による委員について、補欠選挙を行うべき事由が任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該選挙は行わないものとする。
- 二、指定県においては、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。
- 三、東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日

は、平成二十四年七月三十一日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日（以下「特例選挙期日」という。）とするとともに、補欠選挙を行うべき事由が特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないものとする。

四、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。

五、指定市町村の選挙管理委員会であつて、選挙人名簿の調製が困難と認められる選挙管理委員会として農林水産大臣が指定する選挙管理委員会の選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。

六、この法律は、公布の日から施行するものとする。